

年 月 日

太宰府市長 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名

印

行政財産使用許可申請書（案）

下記のとおり行政財産を使用したいので、太宰府市公有財産規則第27条第1項(第29条第3項)の規定により申請します。

記

1 行政財産の名称

2 所在地

3 使用面積

4 使用目的

5 使用期間

6 その他の事項

7 添付書類

住民票（謄本）の写し、（法人の場合は登記簿謄本）  
その他市長が必要と認める

第 号  
年 月 日

様

太宰府市長

印

行政財産使用許可書（案）

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、次により許可する。

（使用条件）

第 1 条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	使用面積（㎡）	備 考

（使用目的）

第 2 条 使用者は、使用物件を の用に供しな  
なければならない。

（使用期間）

第 3 条 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。  
ただし、使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了の 1 月前までに、行政財  
産使用継続許可申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料）

第 4 条 使用料は 円とし、 年 月 日までに納付しなければ  
ならない。

（使用上の制限）

第 5 条 使用者は、使用物件について、形質の変形をしてはならない。ただし、あらか  
じめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、使用物件を第三者に使用させてはならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第 6 条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 使用物件を市において公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が使用物件の善良な管理を行っていないとき。
- (3) 使用者が許可条件に違反したとき。

(4) 使用物件の維持管理上必要があるとき。

2 前項の場合において、使用者に損失が生じても市はその損失を補償しない。

3 第1項の規定により市長が使用許可を取り消したときは、使用者は、地方自治法第238条の7の規定に基づき、次により不服申立をすることができる。

(1) 使用許可の取消しに不服がある場合は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができる。

(2) 前号の異議申し立てに対する市長の決定に不服がある場合は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に県知事に審査請求をすることができる。

(原状回復)

第7条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責に帰する事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第9条 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

(費用償還請求権の放棄)

第10条 使用者は、使用物件について支出した必要費、有益費その他の費用の償還を請求することができない。

(届出事項)

第11条 使用者は、次の各号の一に該当する場合は、市長に届け出なければならない。

(1) 使用許可申請事項に変更が生じたとき。

(2) 行事等により通常の使用と異なった使用を使用とするとき。

(3) 使用期間を短縮し、又は使用を廃止しようとするとき。

(実地検査等)

第12条 市において必要があるときは、使用物件について、随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 許可条件に関し疑義があるときその他物件使用について疑義を生じたときは、すべて市長が決定するところによるものとする。